

「(仮称)飯山市第6次総合計画」策定方針

令和3年10月20日
総務部事業戦略室事業戦略係

目次

1 趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画策定における基本的な考え方	2
(1)将来人口推計と移住人口・関係人口の増大策を踏まえた計画づくり	2
(2)市の特性を踏まえ、地域資源を新たな時代に対応させるための計画づくり	2
(3)若い世代からの提言など、幅広い年代の市民等が参加する計画づくり	2
(4)市民が共有し、市外に飯山市をPRするツールとして分かりやすい計画づくり	2
4 計画の名称	3
5 計画の構成と計画期間	3
(1)基本構想（10年間）	3
(2)基本計画（前期5年間、後期5年間）	3
(3)実施計画（3年間 ※毎年3か年分を見直し）	3
6 策定体制	4
(1)市民参画	4
(2)庁内体制	4
(3)市議会	4
7 策定スケジュール	6
(1)令和3年度	6
(2)令和4年度	6
8 その他	6

1 趣旨

飯山市(以下「市」という。)では、計画期間を平成 25(2013)年度から令和4(2022)年度までの 10 年間とした第5次総合計画を策定し、将来都市像である「自然と共生する豊かな暮らし『^{わざ}と^{えいし}縁のまち 飯山』」の実現を目指し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきたところです。

現行の総合計画は令和4年度に目標年次を迎えます。総合計画の計画期間が開始してからこの 10 年間で、市を取り巻く社会情勢は大きく変化してきました。これまでの成果や現在の課題を分析し、今後、急減する人口や少子高齢化及び進化するテクノロジー等を踏まえ、様々な地域課題に的確に対応していくため、すぐ先の未来を見通して戦略を盛り込む必要があります。

このことから、持続可能なまちづくりの実現を目指し、令和 5(2023)年度を初年度とする新たな総合計画を策定します。

2 計画の位置付け

市の将来都市像を描き、その実現に向けた方向性や目標を示したまちづくりの基本方針として、国土強靭化地域計画(令和2年度策定)と並ぶ、市の最上位計画として位置付けます。

3 計画策定における基本的な考え方

(1)将来人口推計と移住人口・関係人口の増大策を踏まえた計画づくり

社人研(※)における将来人口推計のほか、集落単位の将来人口推計を算出した上で、人口減・少子高齢化等来るべき事態に備え、若者住宅や空き家の活用等によるさらなる移住人口、関係人口(何らかの形で市に関わる人口)を増大させる戦略を盛り込み、持続可能なまちづくりの実現を目指した計画づくりを行います。(※)社人研:国立社会保障・人口問題研究所

(2)市の特性を踏まえ、地域資源を新たな時代に対応させるための計画づくり

市の強みや地域課題などの特性を的確に捉えるとともに、既存の地域資源の新たな魅力の創出に努め、SDGsやDX、カーボンニュートラル、公民連携等新たな時代に対応した施策や取組みを意識した計画づくりを行います。

(3)若い世代からの提言など、幅広い年代の市民等が参加する計画づくり

各種団体や公募市民などで構成する市民会議において、計画の方向性を検討するほか、市民目線による施策評価や協働のまちづくりの意識啓発を図る市民アンケート、次世代を担う子どもたちや若者にヒアリングを行うなど、市民参加による計画づくりを行います。

(4)市民が共有し、市外に飯山市をPRするツールとして分かりやすい計画づくり

市の将来都市像においては、市民会議やアンケート、ヒアリングを通じてキーワードを抽出した上で、全ての市民が共有できるよう分かりやすく表現するとともに、施策体系などについては、行政運営や

各種団体の活動の指針となる計画づくりを行います。

そして、計画冊子は、基本構想は市内外にまちづくりを広く伝える PR ツールとして、基本計画は実際のまちづくりを行う際のマネジメントツールとしての活用を想定し、他の個別計画と整合を図るほか、計画を統合するなど一体的で分かりやすい計画づくりを行います。

4 計画の名称

新たな総合計画は、庁内会議や市民会議及び飯山市基本構想審議会の審議を行う中で検討を行うこととし、名称が決定するまでは、「(仮称)飯山市第6次総合計画」とします。

5 計画の構成と計画期間

これまでの総合計画の構成及び期間は、「基本構想」(10年)、「基本計画」(5年)、「実施計画」(3年)の3層です。新たな総合計画においては、庁内会議や市民会議及び飯山市基本構想審議会において検討を行うこととし、現段階では以下のとおり、これまでと同様の構成及び期間として策定作業を進めます。

(1)基本構想 (10年間)

市が目指す将来都市像と、それを実現するための基本的な施策の方向性を示す最上位の計画です。計画期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。

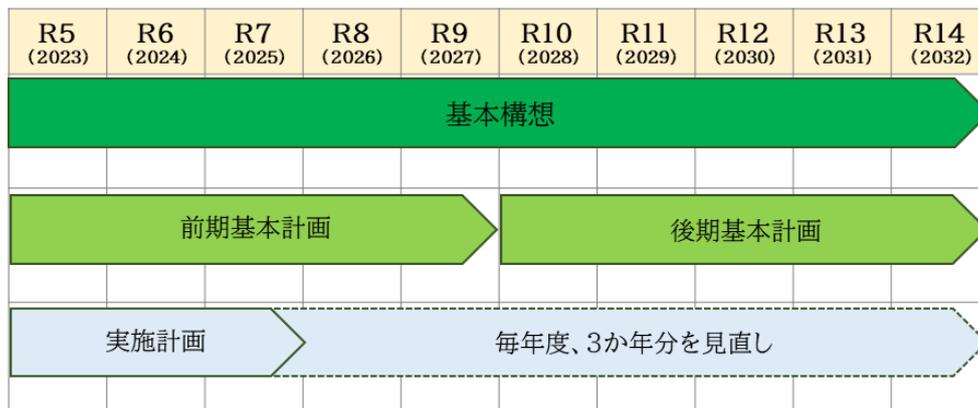
(2)基本計画 (前期5年間、後期5年間)

基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画で、計画期間は前期5年間、後期5年間に分けて策定します。後期基本計画は、前期基本計画の達成状況や社会情勢の変化を踏まえて見直しを行います。

(3)実施計画 (3年間 ※毎年3か年分を見直し)

基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す事業内容です。地域課題やニーズ、目標の実現に的確に対応できる効果的な行政運営を行うために実施期間は3年とします。

<総合計画の構成>



6 策定体制

(1)市民参画

名称	内容
基本構想審議会	新たな総合計画に関する事項を審議するため、経済産業、健康福祉、芸術文化、防災等の学識経験者や市議会議員から構成します。市長の諮問に応じて審議します。
市民アイデア会議	新たな総合計画に関する方向性について協議するため、各種団体から選出された概ね30歳から45歳の市民や公募・推薦で選ばれた市民等で構成します。 将来の飯山市のあるべき姿や、その実現に向けた方向性を共に考え、新たな総合計画の素案づくりを行います。
市民アンケート	新たな総合計画に市民の意見や意識を反映するため、市民を対象にアンケート調査を実施します。
次世代を担う子どもたちや若者へのヒアリング	次世代を担う子ども達や若者の意見を反映するため、高校生や各種団体の若者等へヒアリングを実施します。
市民パブリックコメント	新たな総合計画に関する市民等からの意見を反映するため、計画素案等に対するパブリックコメントを実施します。

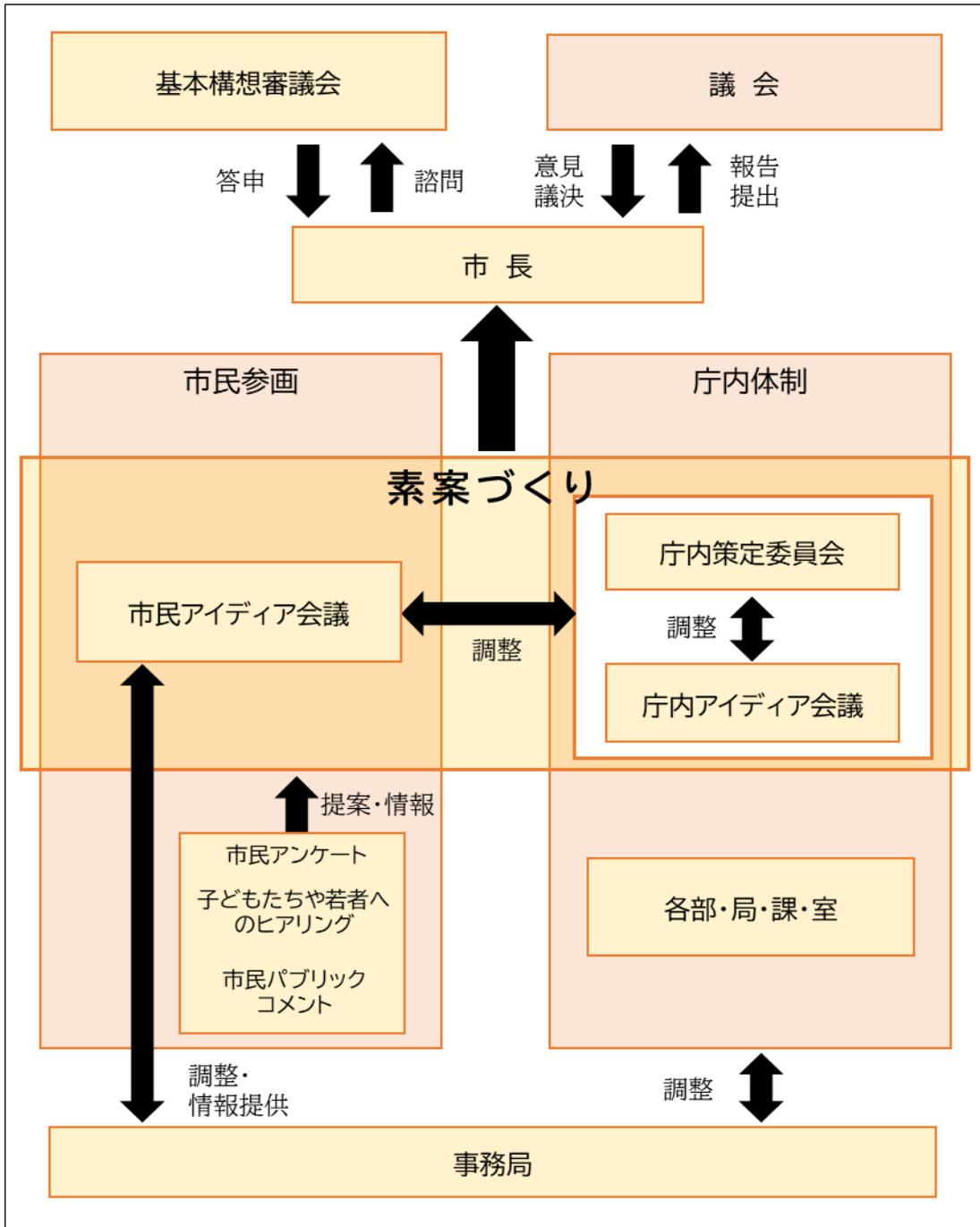
(2)庁内体制

名称	内容
庁内策定委員会	各個別計画との整合を図りながら新たな総合計画の素案づくりを行うため、各部局の計画づくりを担当している概ね45歳から50歳の市職員で構成します。
庁内アイデア会議	新たな総合計画の将来都市像や新たな施策などのアイデア出しを行うため、概ね30歳から45歳の市職員で構成します。 市民アイデア会議と連携を図ります。
各部・局・課・室	新たな総合計画策定に関して、これまでの施策の検証や新たな施策立案及び庁内策定委員会や庁内アイデア会議等からの調査等への協力を行います。
事務局	新たな総合計画策定に関する各種調査を実施するほか、各種会議の運営及び計画案の作成を行います。 事務局は総務部事業戦略室事業戦略係が行います。

(3)市議会

新たな総合計画の策定状況について、随時、市議会へ報告を行うとともに、市議会の議決すべき事件を定める条例に基づき、基本構想を議案として提出します。

<策定体制図>



7 策定スケジュール

新たな総合計画は、令和5年度を初年度とすることから、令和4年度中に策定します。策定スケジュールは、以下のとおりです。

(1)令和3年度

- 7月～ 基礎調査(将来人口推計、現状分析等)
- 10月中 市民アンケート実施
- 3月中 新たな総合計画の方向性(案)作成
- 3月～ 市民アイデア会議設置 ※以下、随時開催

(2)令和4年度

- 4月中 基本構想(たたき台)、基本計画構成(たたき台)作成
- 8月中 基本構想(素案)、基本計画構成(素案)作成
- 8月中 基本構想審議会設置 ※以下、随時開催
市長から基本構想審議会へ諮問(基本構想(素案))
- 10月中 市民パブリックコメント実施(基本構想(素案))
- 11月中 基本構想審議会から市長へ答申
- 11月中 基本構想(案)作成
- 12月中 基本構想(案)を市議会へ提出・議決
- 12月中 基本構想策定
- 12月中 市長から基本構想審議会へ諮問(基本計画(素案))
- 1月中 市民パブリックコメント実施(基本計画(素案))
- 2月中 基本構想審議会から市長へ答申
- 2月中 基本計画(案)作成
- 3月中 基本計画策定
- 3月中 基本計画を市議会へ説明

8 その他

新たな総合計画の策定業務については、「令和3年度 飯山市第6次総合計画・飯山市第3次国土利用計画策定支援業務委託」において、2つの計画策定支援業務委託を同時に発注しました。

これにより、基礎調査や事務事業の効率化を図るとともに、土地利用との政策間連携を図ります。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

<この資料はユニバーサルデザイン(UD)フォントを使用しています>